

インターネット関連法律の全体動向

岡村 久道 ●弁護士／京都大学大学院 医学研究科 講師

電子帳簿保存法、プロバイダ責任制限法、特許法等、著作権法、ストーカー規制法、航空法等が改正され、取引DPF利用者の保護法が成立。「デジタル敗戦」事態を挽回すべく一連のデジタル改革関連法が成立した。

■はじめに

2021年は、2020年に続きコロナ禍に翻弄された年であったが、同年春の通常国会（第201回国会）では、資料3-1-1のとおり比較的多数のインターネット関連法案が可決成立した。以下、毎年と同様に、成立した個々の法案を成立日順に説明する。

■電子帳簿保存法の改正

2020年12月に閣議決定された「令和3年度税制改正大綱」は、「電子帳簿等保存制度の見直し等」として、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続きを抜本的に見直している。スキャナ保存制度については、ペーパーレス化をいっそう促進する観点から、手続きや要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん抑止のための措置を講ずることを掲げている。これらを踏まえ、電子帳簿保存法が改正された。

■プロバイダ責任制限法の改正

最近ではSNS上で「匿名」による深刻な誹謗中傷事件が多発しており、それが原因で自死に至るという痛ましい事件も発生してきた。これを解決

すべく、プロバイダ責任制限法の発信者情報開示請求について、その事案の実情に即した迅速かつ適正な解決を図る必要性が要請されていた。このような観点から、発信者情報開示請求に関する新たな裁判手続きを創設するとともに、開示関係役務提供者の範囲を見直す等の措置を講じたものである。その概要は資料3-1-2のとおり¹である。

■取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律

ICTの進展に伴い、取引デジタルプラットフォーム（以下、取引DPF）が国民の消費生活にとって重要な基盤となっている。このような見地から、取引DPFを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化および紛争の解決の促進に関し、取引DPF提供者の協力を確保するため、取引DPF提供者による消費者の利益の保護に資する自主的な取り組みの促進、内閣総理大臣による取引DPFの利用の停止等に係る要請および消費者による販売業者等情報の開示の請求に係る措置、並びに官民協議会の設置について定めたものである。

■デジタル改革関連法

わが国では、「デジタル敗戦」「データ負け」という事態が発生している。これを挽回すべく、一

法令（成立日順）	成立日	公布日
電子帳簿保存法（改正）	2021年3月26日	2021年3月31日
プロバイダ責任制限法（改正）	同年4月21日	同年4月28日
取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律	同年4月28日	同年5月10日
デジタル社会形成基本法	同年5月12日	同年5月19日
デジタル庁設置法	同 上	同 上
デジタル社会関係法律整備法	同 上	同 上
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律	同 上	同 上
特許法等（改正）	同年5月14日	同年5月21日
著作権法（改正）	同年5月26日	同年6月2日
ストーカー規制法（改正）	同年5月18日	同年5月26日
航空法等（改正）	同年6月4日	同年6月11日
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律	同年6月5日	同年6月12日
地方公共団体情報システム標準化法	同 上	同 上

出所：筆者が作成

連のデジタル改革関連法が成立した。

その内容は、①デジタル社会形成基本法、②デジタル庁設置法を中心に、③デジタル社会関係法律整備法（個人情報保護法の大幅改正を含む）、④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律、および⑥地方公共団体情報システム標準化法——から構成されている。

その概要は、内閣官房IT総合戦略室他が公開した資料「デジタル改革関連法案について」²中の「デジタル改革関連法案の全体像」を参照していただきたい（同資料は法案段階のものであるが、成立した法律の内容は同一である）。また、詳細は本書第3部別稿（「デジタル改革関連法の成立と改革の今後」）を参照されたい。

■特許法等の改正

コロナ禍により、「非接触」の生活様式が浸透し、電子商取引の急伸に伴う模倣品の流入や、ICT

分野等における特許ライセンスの大規模化および複雑化など、消費行動や企業活動も変化している。

これらの生活様式および経済活動の変化に対応した政策を講じるとともに、知的財産制度を安定的に支える基盤の構築が要請されているので、①新型コロナウイルス感染症の拡大に対応したデジタル化等の手続の整備、②デジタル化等の進展に伴う企業行動の変化に対応した権利保護の見直し、③訴訟手続や料金体系の見直し等の知的財産制度の基盤の強化——を柱に、特許法等を改正した。

■著作権法の改正

今回の著作権法改正は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、図書館等が著作物等の公衆送信等を行うことができるようにするための規定を整備するとともに、放送同時配信等における著作物等の利用を放送等における利用と同様に円滑化するための措置

プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律案（概要）

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続※）を創設するなどの制度的見直しを行う。

※訴訟 以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

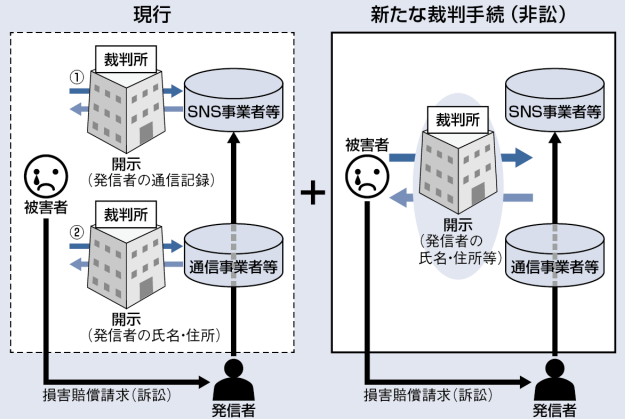
1. 新たな裁判手続の創設

現行の手続では発信者の特定のため、2 回の裁判手続を経ることが一般的に必要。

※SNS 事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

【改正事項】

- ・発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」（非訟手続）を創設する。
- ・裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令を設ける。
- ・裁判管轄など裁判手続に必要となる事項を定める。

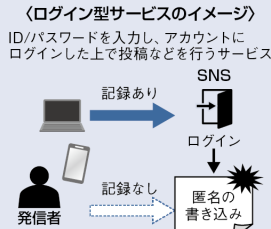


2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通信記録が保存されない場合には、発信者の特定をするためにログイン時の情報の開示が必要。

【改正事項】

- ・発信者の特定に必要な場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等について改正を行う。



3. その他

【改正事項】

- ・開示請求を受けた事業者が発信者に対して行う意見照会※において、発信者が開示に応じない場合は、「その理由」も併せて照会する。

※新たな裁判手続及び現行手続（訴訟手続及び任意開示）の場合

出所：総務省「プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律（概要）」、2021 年 4 月

を講ずるという趣旨のものである。その概要は資料 3-1-3 のとおり³であるから、参照されたい。

■ストーカー規制法の改正

最近のストーカー事案には、元交際相手等の自動車等に GPS 機器をひそかに取り付け、その位置情報を取得する事案がみられる。このような実情を踏まえ、ストーカー規制法が改正された。この改正によって、2021 年 6 月 15 日から、①住居、勤務先、学校など通常いる場所に加え、被害者が実際にいる場所の付近において見張る、押しか

ける、みだりにうろつく行為、②電話、FAX、電子メール、SNS メッセージに加え、拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送る行為——が規制された。さらに、③被害者の承諾なく、被害者の所持する位置情報記録・送信装置（GPS 機器等）の位置情報を取得する行為、④被害者の承諾なく、被害者の所持する物に位置情報記録・送信装置（GPS 機器等）を取り付ける行為——が規制された。これらに該当する行為は、警告・禁止命令等の対象となり、反復して行った場合は、ストーカー行為罪として処罰の対象となる。

著作権法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、図書館等が著作物等の公衆送信等を行うことができるようにするための規定を整備するとともに、放送同時配信等における著作物等の利用を放送等における利用と同様に円滑化するための措置を講ずる。

改正の概要

1. 図書館関係の権利制限規定の見直し

① 国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信

・国立国会図書館が、絶版等資料^(※)のデータを、図書館等だけでなく、直接利用者に対して送信できるようにする。

(※) 絶版その他これに準ずる理由により入手困難な資料

② 各図書館等による図書館資料のメール送信等

・図書館等が、現行の複写サービスに加え一定の条件^(※)の下、調査研究目的で、著作物の一部分をメールなどで送信できるようにする。その際、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うことを求める。

(※) 正規の電子出版等の市場を阻害しないこと(権利者の利益を不当に害しないこと)、データの流出防止措置を講じることなど

2. 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化

同時配信等^(※)について、放送と同様の円滑な権利処理を実現する。

(※) 同時配信のほか、追っかけ配信、一定期間の見逃し配信を含む。

<措置の内容>

① 放送では許諾なく著作物等を利用できることを定める「権利制限規定」(例：学校教育番組の放送)を、同時配信等に拡充する。

② 放送番組での利用を認める契約の際、権利者が別段の意思表示をしていなければ、放送だけでなく、同時配信等での利用も許諾したと推定する「許諾推定規定」を創設する。

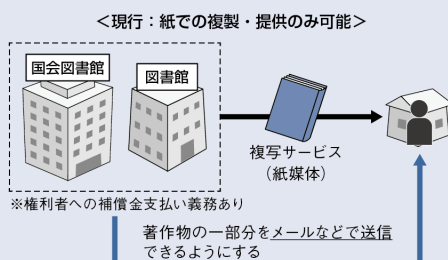
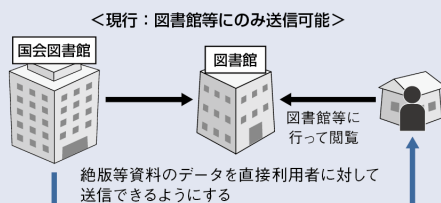
③ 集中管理等が行われておらず許諾を得るのが困難な「レコード(音源)・レコード実演(音源に収録された歌唱・演奏)」について、同時配信等における利用を円滑化する。

⇒ 事前許諾を不要としつつ、放送事業者が権利者に報酬を支払うことを求める。

④ 集中管理等が行われておらず許諾を得るのが困難な「映像実演(俳優の演技など)」について、過去の放送番組の同時配信等における利用を円滑化する。

⇒ 事前許諾を不要としつつ、放送事業者が権利者に報酬を支払うことを求める。

⑤ 放送に当たって権利者との協議が整わない場合に「文化庁の裁定を受けて著作物等を利用できる制度」を、同時配信等に拡充する。



施行期日

1. ①：公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日
1. ②：公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日
2. ①～⑤：令和4年1月1日

出所：文部科学省「著作権法の一部を改正する法律の概要」、2021年5月26日

■航空法等の改正

今回の改正では、コロナ禍によって経営状況が悪化していることを踏まえ、航空運送事業基盤強化方針を策定し、航空会社等への支援を実施。航空機や空港を標的としたテロ等の脅威を防ぎ、航空機の旅客等の安全を確保するため、保安検査等の確実な実施に向けた制度整備が図られた。それ

と並んで、ドローンなど無人航空機の飛行の安全を厳格に担保する制度整備が図られた。

まず、幅広い用途に無人航空機を有効活用し、多くの人が利便性を享受するためには、有人地帯での補助者なし目視外飛行(レベル4)の実現が必要不可欠である。そのため、その実現に向け、航空法を一部改正して、機体の安全性に関する認

証制度（機体認証）、および操縦者の技能に関する証明制度（操縦ライセンス）を創設。第三者上空での飛行（レベル4が該当）は、①機体認証を受けた機体を、②操縦ライセンスを有する者が操縦し、③国土交通大臣の許可・承認（運航管理の方法等を確認）を受けた場合に、実施可能とした。

次に、運輸安全委員会設置法を一部改正して、無人航空機に係る事故等について、新たに運輸安全委員会の調査対象とした。

■その他

以上のとおり、数多くのインターネット関連法律が成立したが（改正を含む）、その中心となる

のが一連のデジタル改革関連法である。したがって、その行方を当分は見守る必要があるだろう。

他方、改正電子帳簿保存法が2022年1月1日に施行された。さらに、同年4月11日には、個人情報保護法の2020年改正、および2021年改正（地方公共団体関係の部分を除く）が同時に施行される。その準備として、すでに同法施行令と施行規則が2021年に改正された。個人情報保護委員会の指針も見直されている上、本稿執筆段階では特定分野ガイドラインがパブリックコメントの対象とされている。それらの法制度への対応が急務となっている。

1. 総務省「プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律（概要）」、2021年4月
https://www.soumu.go.jp/main_content/000777232.pdf
2. 内閣官房IT総合戦略室、デジタル改革関連法案準備室、総務省自治行政局「デジタル改革関連法案について」『デジタル改革関連法案の全体像』、2021年3月
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/dejigaba/dai14/siryou1.pdf
3. 文部科学省「著作権法の一部を改正する法律の概要」『著作権法の一部を改正する法律が参議院本会議で全会一致で可決され、成立しました』、2021年5月26日
https://www.mext.go.jp/b_menu/activity/detail/2021/20210526.html



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスが1996年～2022年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスと著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

インプレス・サステナブルラボ

✉ iwp-info@impress.co.jp